重要事項説明書(介護予防)認知症対応型共同生活介護 瀬野じらく房

当事業所はご契約者に対して(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り 説明します。

1 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 慈楽福祉会
代表者氏名	理事長後藤俊明
	広島市安芸区中野三丁目9番5号
(連絡先及び電話番号等)	(電話082-893-6606·FAX番号082-893-6608)
法人設立年月日	昭和49年1月18日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	グループホーム 瀬野じらく房		
介護保険指定事業所番号	令和4年7月1日指定 広島市指定 第3490101197号		
事業所所在地	広島市安芸区瀬野一丁目3番1号		
(連絡先及び電話番号等)	(電話082-894-2255 • FAX 番号082-894-2266)		

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	社会福祉法人慈楽福祉会が設置する瀬野じらく房(以下「事業所」という。)において実施する指定認知症対応型共同生活介護 [指定介護予防認知症対応型共同生活介護] 事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定認知症対応型共同生活介護 [指定介護予防認知症対応型共同生活介護] の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定認知症対応型共同生活介護 [指定介護予防認知症対応型共同生活介護] の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	利用者が家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するものとする。

(3) 事業所の施設概要

建築	鉄筋コンクリート造	255. 54m²	
敷地面積	495,87m ²		
開設年月日	令和4年7月1日		
ユニット数	2ユニット		

<主な設備等>

面積	456. 25m²			
居 室 数	17室			
堂・居間	1ユニット 39. 79㎡ 2ユニット 28. 59㎡			
台 所	1ユニットにつき 1箇所			
トイレ	1ユニットにつき 3箇所			
浴室	10.55㎡(脱衣所含む)			
事 務 室	5. 74m²			

(4)サービス提供時間、利用定員

サービス提供時間	2.4時間体制		
日中時間帯	6時~21時		
利用定員内訳	17名 (1ユニット8名 2ユニット9名)		

(5)事業所の職員体制

職	職務内容	人員数
管理者	1 従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行います。2 従業者に、法令等において規定されている指定認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。	常 勤 2名 計画作成担当者と 介護従業者と兼務
計画作成担当者	1 適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。2 連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行います。	常 勤 2名 管理者と介護従業者と兼務
介護従業者	1 利用者に対し必要な介護および世話、支援を行います。	6名以上

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス	ス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容			
(介護予防)認知症対応型共同 生活介護計画の作成		 サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護事業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成します。 利用者に応じて作成した介護計画の内容について、利用者及びその家族に対して、説明し同意を得ます。 (介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付します。 計画作成後においても、(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。 			
日常生活上 の世話	食事の提供及び 介助	1 食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。 2 可能な限り離床して食堂で食事をとることを支援します。 3 嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。			
	入浴の提供及び 介助	1週間に2回以上、事前に健康管理を行い、適切な方法で入浴の提供又は清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。			
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導やおる つ交換を行います。			

		1 寝たきり防止のため、できる限り離床していただくように配慮し			
	離床・着替え・整容等	ます。			
		2 生活リズムを考え、毎朝夕の着替えのほか、必要時に着替えを行			
		います。			
		3 個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるように援助します。			
		4 シーツ交換は、定期的に週1回行い、汚れている場合は随時交換			
		します。			
	移動·移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。			
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬の介助、服薬の確認を行います。			
	日常生活動作を	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行い			
機能訓練	通じた訓練	ます。			
1及月ピロバル木	レクリエーショ	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操			
ンを通じた訓練 などを通じた訓練を行います。					
健康管理		医師による月2の診察日を設け、利用者の健康管理につとめます。			
 若年性認知症	利用者	若年性認知症(40歳から64歳まで)の利用者ごとに担当者を定め、			
受入サービス		その者を中心にその利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を			
2717		行います。			
		1 利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供 します。			
		2 良好な人間関係と家庭的な生活環境の中で、日常生活が過ごせる			
		よう、利用者と介護事業者等が、食事や掃除、洗濯、買い物、レ			
		クリエーション、外食、行事等を共同で行うよう努めます。			
その他		3 利用者・家族が必要な行政手続き等を行うことが困難な場合、同			
		意を得て代わって行います。			
		4 常に利用者の心身の状況や置かれている環境等の的確な把握に努			
		め、入所者、家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な支			
		援を行います。			
		5 常に家族と連携を図り、利用者・家族との交流等の機会を確保し			
		ます。			

(2) 介護保険給付サービス利用料金 重要事項説明書別紙1のとおり

4 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法について

- ② 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用の 支払い方法等
- ァ サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと 内容を照合のうえ、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座への振り込み
 - ※振込手数料につきましては、利用者又はその家族の負担とさ ていただきます。
 - (イ)利用者指定口座からの自動振替
 - (ウ)現金支払い
- ィ 支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書を お渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。
- ※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な 理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内 に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくこ とがあります。

金融機関名	店舗名	種別	口座番号	口座名義
ひろしま農業協同組合	中野支店	普通	0208303	社会福祉法人慈楽福祉会
広島信用金庫	安芸中野支店	普通	0139968	社会福祉法人慈楽福祉会
郵 便 局	広島中野郵便局	普通	15110—28135161	社会福祉法人慈楽福祉会
広島銀行	海田支店	普通	1168835	社会福祉法人慈楽福祉会
もみじ銀行	瀬野川支店	普通	1403986	社会福祉法人慈楽福祉会

5 入退居に当たっての留意事項

- (1) 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の対象者は、介護保険の要介護認定で要介護または要支援2と認定されている方であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれます。かつ主治医の診断書等で「認知症である」と認定されている方
 - ①認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
 - ②認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
 - ③認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者
- (2) 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行います。
- (3) 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認められた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じます。
- (4) 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮 し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と 密接な連携に努めます。
- (5) 禁止行為
 - ①職員に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)
 - ②職員に対する精神的暴力(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)
 - ③職員に対するセクシュアルハラスメント (意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、 性的ないやがらせ行為

6 衛生管理等

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に 1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

7 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定(介護予防)認知症対応型共同生活 介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画 (業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

8 緊急時の対応方法について

指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

	医療法士社団目主会 はものけいばけ数形材料
	医療法人社団長寿会はたのリハビリ整形外科
【協力医療機関】	所 在 地 広島市安芸区中野五丁目13-30
【 加力 乙烷 成民 】	電話番号 082-893-3636
	ファックス番号 082-893-3737
	診 療 科 整形外科、リハビリテーション科、リウマチ科、内科
	安芸市民病院
	所 在 地 広島市安芸区畑賀二丁目14番1号
【協力医療機関】	電話番号 082-827-0121
	ファックス番号 082-827-0561
	診 療 科 内科、呼吸器科、循環器科、外科、リハビリテーション科
	さおとめ歯科医院
	所 在 地 広島市安佐南区西原二丁目11-8-101
【協力医療機関】	電話番号 082-850-1740
(歯科)	77ックス番号 082-850-1741
	受付時間 月~土 9:00~18:00
	診 療 科 訪問歯科診療
	医療機関名
【主治医】	氏 名
	電話番号

【家族等緊急連絡先】	氏 名 住 所 電話番号 携帯電話 勤 務 先	続柄
------------	-------------------------------------	----

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故については、事業所として事故の状況、経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。また、利用者に対する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10 非常災害対策

(1) 当事業所に災害対策に関する担当者を(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取組を行います。

災害対策に関する担当者
防火管理者

- (2) 非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回利用者及び従業者等の訓練を行います。
- (3) (2)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

11 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 当事業所における要望・苦情等の受付

事業所の提供するサービスに関する相談・苦情等は以下の所で受け付けます。

ご相談、苦情等については真摯に受け止め、誠意をもって問題の解決にのぞみ、対処内容も記録保存し、常に事業者として資質の向上に努めます。

受付担当者 桐 幸弘

電話番号 082-894-2255 FAX番号 082-894-2266

受付時間 8:30~17:30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

	所 在 地 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
【広島市	電話番号 082-504-2183
介護保険課事業者指導係】	スプップス番号 082-504-2136
	受付時間 8:30~17:00
	所 在 地 広島市安芸区船越南三丁目2番16号
【広島市 安芸区役所	電話番号 082-821-2823
福祉課高齢介護係(介護)】	スプップス番号 082-821-2832
	受付時間 9:00~17:00
	所 在 地 広島市中区東白島町19番49号
【広島県国民健康保険団体連合会】	電話番号 082-554-0783
【四局东巴氏健康休陕凹冲建口去】	スプップス番号 082-511-9126
	受付時間 8:30~17:15

12 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。) 上記のほか、別紙2「個人情報の取り扱いについて」に記載のとおり取り扱うものとします。

13 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり 必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者

サービス改善会議リーダー

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (5) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (6) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (7) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)

による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

14 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性・・・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶ ことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性・・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性・・・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、 直ちに身体拘束を解きます。

15 地域との連携について

- ① 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に 努めます。
- ② 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域 住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、(介護予防)認知症対応 型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下、この項において「運 営推進会議」と言います。)を設置し、概ね2月に1回以上運営推進会議を開催します。
- ③ 運営推進会議に対し、サービス内容及び活動状況を報告し、運営推進会議による評価をうけるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

16 サービス提供の記録

- ① 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護等を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- ③ 入居に際して入居年月日及び事業所名称を、退居に際して退居年月日を介護保険被保険者証に記載いたします。

17 当ホームご利用の際にご留意いただく事項

来訪・面会	面会時間 9時~17時 面会時に受付にて、面会記録用紙への記入をお願い致します。
外出・外泊	お出掛けになるときは、事前に職員への連絡をお願い致します。 外出・外泊先で予定の変更等は連絡をいただきます。

居室・設備・器具の利用	住居内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これ に反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があ ります。
喫煙·飲酒	当ホームは禁煙となります。 飲酒はご本人の健康への留意および他の利用者のご迷惑にならない範 囲で可能ですが、居室ではお断りをしています。飲酒方法等は、都度相 談させていただきます。
迷惑行為等	騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮ください。 また、むやみに 他の入居者の居室等に立ち入らないでください。
所持金品の管理	所持金品は、自己の責任で管理してください。
宗教活動・政治活動	住居内での他の入所者に対する執拗な宗教活動及び政治 活動はご遠慮ください。
動物飼育	住居内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

18 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日	
-----------------	---	---	---	--

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護の利用にあたり、本書面及び、別紙 1, 2に基づき重要な事項の説明し交付しました。

	所 在 地	広島市安芸区瀬野一丁目3番1号
事業	事業所名	グループホーム瀬野じらく房
者	代 表 者 名	桐幸弘 (押印省略)
	説明者氏名	(押印省略)

事業者から上記の内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書及び、別紙1、2の交付を受けました。

±刀火 与- ≯-	住	所	
契約者	氏	名	印(自署または押印)

白二己亞(住	所	
身元引受人	氏	名	印(自署または押印)

利 用 料 金

(1) 介護保険給付サービス利用料金

≪認知症対応型共同生活介護費≫

	サービス提供時間	基本単位	刊田利	利用者負担額		
事業所図	☑分・要介護度	本个中位	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
	要介護 1	753	7, 868 円	787 円	1, 574 円	2, 361 円
	要介護2	788	8, 234 円	824 円	1, 647 円	2, 470 円
П	要介護3	812	8, 485 円	849 円	1, 697 円	2, 546 円
	要介護4	828	8, 652 円	866 円	1, 731 円	2, 596 円
	要介護5	845	8, 830 円	883 円	1, 766 円	2, 649 円

≪介護予防認知症対応型共同生活介護費≫

サービス提供時間	甘士出丛	甘木光/六 利田松		利用者負担額		
事業所区分・要介護度	基本単位	利用料	1割負担	2割負担	3割負担	
П	749	7, 827 円	783 円	1,566円	2, 349 円	

- ※ 身体拘束廃止に向けての取り組みとして、身体拘束適正化の指針整備や適正化委員会の開催、定期的な職員研修の実施などを行っていない場合は、上記金額の90/100となります。
- ※ 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、上記の97/100となります。
- ※ 高齢者虐待防止措置未実施の場合は、上記金額の99/100となります。
- ※ 業務継続計画未策定の場合は、97/100となります。(令和7年3月31日までの間適用しない。)
- ※ 利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後3月以内に退院することが明らかに見込まれる場合であって、退院後再び当該指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所に円滑に入居することができる体制を確保している場合に、1月に6日を限度として246単位(利用料2,570円、1割負担:257円、2割負担:514円、3割負担:771円)を算定します。

(3)加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本	利用料	利用者負担			答中同粉华
	単位		1割負担	2割負担	3割負担	算定回数等
若年性認知症利用者受入加算	120	1, 254 円	126 円	251 円	377 円	1日につき
看取り介護加算★	72	752 円	76 円	151 円	226 円	死亡日以前31日以上45日以下
	144	1, 504 円	151 円	301円	452 円	死亡日以前4日以上30日以下
	680	7, 106 円	711 円	1, 422 円	2, 132 円	死亡日の前日及び前々日
	1, 280	13, 376 円	1, 338 円	2, 676 円	4, 013 円	死亡日
初期加算	30	313 円	32 円	63 円	94 円	1日につき
協力医療機関連携加算(1)	100	1, 045 円	105円	209 円	314円	1月につき
協力医療機関連携加算(2)	40	418円	42 円	84 円	126 円	1月につき
医療連携体制加算 I (イ)★	57	595 円	60 円	119円	179 円	1日につき
医療連携体制加算 I (ロ)★	47	491 円	50 円	99 円	148円	1日につき
医療連携体制加算 I (ハ)★	39	407 円	41 円	82 円	123 円	1日につき
医療連携体制加算Ⅱ★	5	52 円	6円	11円	16 円	1日につき
退居時情報提供加算	250	2,612円	262 円	523 円	784 円	医療機関へ退所した際1回限り

退居時相談援助加算	400	4, 180 円	418円	836 円	1, 254 円	1回につき
認知症専門ケア加算(I)	3	31 円	4円	7円	10円	10につき
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4	41 円	5円	9円	13 円	1日につき
認知症チームケア推進加算 (I)	150	1,567円	157円	314円	471 円	1月につき
認知症チームケア推進加算 (Ⅱ)	120	1, 254 円	126 円	251 円	377円	1月につき
栄養管理体制加算	30	313 円	32 円	63 円	94 円	1月につき
口腔衛生管理体制加算	30	313円	32 円	63 円	94 円	1月につき
科学的介護推進体制加算	40	418円	42 円	84 円	126 円	1月につき
高齢者施設等感染対策向上加 算(I)	10	104円	11円	21 円	32 円	1月につき
高齢者施設等感染対策向上加 算(II)	5	52 円	6円	11円	16 円	1月につき
新興感染症等施設療養費	240	2, 508 円	251 円	502 円	753 円	1月に1回、連続する5日を限 度
生産性向上推進体制加算(I)	100	1, 045 円	105円	209 円	314円	1月につき
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	104円	10円	21 円	32 円	1月につき
サービス提供体制強化加算 (I)	22	229 円	23 円	46 円	69 円	
サービス提供体制強化加算 (II)	18	188 円	19円	38 円	57 円	1日につき
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	6	62 円	7円	13 円	19 円	
介護職員等特定処遇改善加算 (I)	所定単位 数の 31/1000	左記の単位数× 地域区分	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	基本サービス費に各種加算減算 を加えた総単位数 (所定単位数)
介護職員等特定処遇改善加算 (II)	所定単位 数の 23/1000					※介護職員処遇改善加算を除く ※令和6年5月31日まで算定可能。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位 数の 111/1000	左記の単位数× 地域区分	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	基本サービス費に各種加算減算 を加えた総単位数 (所定単位数) ※令和6年5月31日まで算定可 能。
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位 数の 81/1000					
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位 数の 45/1000					
介護職員等ベースアップ等支 援加算	所定単位 数の 23/1000	左記の単位数× 地域区分	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	基本料金に各種加算・減算を加 えた総単位数(所定単位数) ※介護職員等特定処遇改善加 算、介護職員処遇改善加算を除 く。 ※令和6年5月31日まで算定 可能。
介護職員等処遇改善加算	所定単位 数の 186/1000	左記の単位数× 地域区分	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	基本サービス費に各種加算減算 を加えた総単位数 (所定単位数) ※令和6年6月1日から算定可 能。

- ※ ★については、介護予防認知症対応型共同生活介護での算定はできません。
- ※ 若年性認知症利用者受入加算は、若年性認知症(40歳から64歳まで)の利用者を対象に指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を行った場合に算定します。
- ※ 看取り介護加算は、看取りに関する指針を定め、利用者又は家族の同意のもと、医師、看護師等多職種共同にて介護に係る計画を作成し、計画に基づき利用者がその人らしく生き、その人らしい最期を迎えられるように支援した場合に算定します。

- ※ 初期加算は、当事業所に入居した日から30日以内の期間について算定します。
- ※ 協力医療機関連携加算は、協力医療機関との間で、利用者等の同意を得て、当該利用者等の病歴 等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合に算定します。
- ※ 医療連携体制加算(I)は、看護職員の配置体制により(イ)~(ハ)に分類され、当事業所の従業者若 しくは病院や訪問看護ステーション等との連携により看護師を配置し、24 時間の連絡体制や利用 者が重度化した場合の指針を定めるなどにより、利用者の日常的な健康管理や医療ニーズに対し て適切な対応が取れる体制を整備している場合に算定します。
- ※ 医療連携体制加算(I)は、医療連携体制加算(I)のいずれかを算定していることが要件で、医療的ケアが必要な者を受け入れた場合に算定します。
- ※ 退居時情報提供加算は、医療機関へ退所する利用者について、退居後の医療機関に対して利用者を 紹介する際、利用者等の同意を得て、当該利用者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した 場合に、利用者1人につき1回限り算定します。
- ※ 退居時相談援助加算は、利用期間が1月を超える利用者が退居し、居宅にて居宅サービス等を利用する場合に、退居後の各サービスについての相談援助を行い、利用者の同意を得て退居後2週間以内に市町村等に利用者の介護状況を示した文書を添えて各サービスに必要な情報を提供した場合に算定します。
- ※ 認知症専門ケア加算は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の 利用者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に算定します。
- ※ 認知症チームケア推進加算(I)は、認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を 1 名以上配置し、個別の認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施している場合に算定します。
- ※ 認知症チームケア推進加算(II)は、認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を 1 名以上 配置し、個別の認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、定期的な評価、ケアの 振り返り、計画の見直し等、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施している 場合に算定します。
- ※ 栄養管理体制加算は、管理栄養士等が従業者に対して栄養ケアに係る技術的助言及び指導を月1 回以上行っている場合に、算定します。
- ※ 口腔衛生管理体制加算は、当事業所の介護職員が歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生 士から口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上受けている場合に算定します。
- ※ 科学的介護推進体制加算は、利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本 的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を認知症対応型共同生活介護の適切かつ有効な提供に 活用している場合に、算定します。
- ※ 高齢者施設等感染対策向上加算は、施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機 関との連携の上で施設内での感染者の療養を行うことや、他の利用者等への感染拡大を防止する 体制を構築していた場合に算定します。
- ※ 新興感染症等施設療養費は、利用者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に算定します。
- ※ 生産性向上推進体制加算(II)は、利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、改善活動を継続的に行い、その情報を厚生労働省に提出している場合に算定します。また、業務改善の取組による成果が確認されている場合は、生産性向上推進体制加算(I)を算定します。

- ※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所が、利用者に対して(介護予防)認知症対応型共同生活介護を行った場合に算定します。
- ※ 介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。
- ※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。
- ※ 利用者が病院又は診療所に入院後、3月以内に退院することが明らかに見込まれる場合に退院後 再び当事業所に円滑に入居できるような体制等を整えている場合、1月に6日を限度として2,570 円(利用者負担1割257円、2割514円、3割771円)を算定します。
- ※ 地域区分別の単価(5級地10.45円)を含んでいます。
- ※ 利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお 支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住 まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

(4) その他の費用について

以下の金額は利用料金の全額が利用者の負担になります。

<u> </u>				
① 家賃	月額 51,000(1日あたり1,700円)			
	外泊・入院中でも全額お支払いいただきます。			
② 敷金	入居時 150,000円			
	利用者の故意・過失・善管注意義務違反、その他通常の使用を超える			
	ような使用による消耗・毀損があった場合には、復旧する際の原状回			
	復費用を差し引いて、退居時に残額を返還します。また、未払い家賃			
	がある場合は、敷金から差し引いて、退居時に残額を返還します。			
③ 食費	朝食370円/回 昼食650円/回 夕食680円/回			
	※外出・外泊等により5日前までに欠食の申し出をされた場合は食材			
	料費のみの請求となります。			
④ 光熱水費	月額21,000円 (1日当たり700円)			
	共用部分の光熱水費は除きます。			
	また、外泊などにより、当該事業所に終日いない日に限っては、光熱			
	水費を頂戴しません。			
⑤ 理美容費	実費をご負担いただきます			
	実費をご負担いただきます。			
	日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担す			
⑥ その他	ることが適当と認められるもの。			
	・利用者又は家族等の選択・希望によって、身の回り品として日常生			
	活に必要なもの。			
	利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なもの。			
	(歯ブラシ、化粧品、シャンプー、タオルや趣味的活動等における材料費、			
	交通費、個人の嗜好品代、通院費等の費用です。)			
	※ケアアテンダント(1, 200円/30分)			
	ご希望場所への送迎や付き添いをいたします。 			
	※リネン(寝具類)一式(105 円/日)			
	※リネン業者委託の場合			
	生活保護受給者は事業所負担となります。			

※月途中における入退居について日割り計算としています。

重要事項説明書別紙2

個人情報の取り扱いについて

【個人情報に関する基本方針】

社会福祉法人慈楽福祉会(以下、「法人」という)は、利用者等の個人情報を適切に取扱うことは、 介護サービスに携わるものの重大な責務と考えます。

法人が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

- 1. 個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託
 - ① 個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知又は公表し、その範囲で利用します。
 - ② 個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、本人の同意を得ることとします。
 - ③ 法人が委託をする医療・介護関係事業者は、業務の委託にあたり、個人情報保護法と厚生労働省ガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ個人情報に係る契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。
- 2. 個人情報の安全性確保の措置
 - ① 法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報に関する規則類を整備し、必要な教育を継続的に行います。
 - ② 個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失、又は棄損の予防及び是正のため、法人内において規則類を整備し、安全対策に努めます。
- 3. 個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等への対応 法人は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の 停止等の申し出がある場合には、速やかに対応します。これらを希望される場合には、個人情報 相談窓口(電話082-893-6606)までお問い合わせください。
- 4. 苦情の対応

法人は、個人情報取扱いに関する苦情に対し、適切かつ迅速な対応に努めます。

なお、個人情報に関する基本方針は、当法人のホームページ(施設URL http://www.jiraku.or.jp)で公表するとともに、要望に応じて紙面にて公表いたします。

【個人情報の利用目的】

社会福祉法人慈楽福祉会では、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、ここに利用者の個人情報の「利用目的」を公表します。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

- 1. 施設内部での利用目的
 - ① 施設が利用者等に提供する介護サービス
 - ② 介護保険事務
 - ③ 介護サービスの利用に係る施設の管理運営業務のうち次のもの
 - 入退所等の管理

- 会計、経理
- 介護事故、緊急時等の報告
- ・ 当該利用者の介護・医療サービスの向上
- 2. 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的
 - ① 施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・ 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者等と の連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - その他の業務委託
 - ・ 利用者の診療等にあたり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ・ 家族等への心身の状況説明
 - ② 介護保険事務のうち
 - ・ 保険事務の委託 (一部委託含む)
 - ・ 審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・ 審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
 - ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

- 1. 施設内部での利用に係る利用目的
 - ① 施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・ 介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ・ 施設等において行われる学生等の実習への協力
 - ・ 施設において行われる事例研究等
- 2. 他の事業者等への情報提供に係る利用目的
 - ① 施設の管理運営業務のうち
 - 外部監査機関、評価機関等への情報提供

なお、あらかじめ利用者本人の同意を得ずに、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取扱うことはいたしません。